

# 青森県公害防止条例の一部改正（案）の概要

令和4年12月  
青森県環境生活部環境保全課

## 1 趣旨

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）では、工場や事業場に設置されたボイラー、廃棄物焼却炉、乾燥炉など33種類の施設について、それぞれ規模要件を定め、大気中に排出されるばい煙の規制を行っています。

また、本県では、青森県公害防止条例（昭和47年3月青森県条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、法の規制対象より小規模なボイラー及び廃棄物焼却炉を対象として、それぞれ規模要件を定め、法による規制を補完して、ばい煙の規制を行っています。

法によるボイラーの規制について、国は、バイオマスボイラーなど再生可能エネルギーの導入拡大に伴う検討を行った結果、令和3年9月の法施行令の改正により、規制対象となるボイラーの規模要件から伝熱面積を削除し、燃料の燃焼能力のみとすることとしました。

この法施行令の改正を踏まえ、伝熱面積を規模要件としている条例によるボイラー規制について検討を行った結果、ボイラーの性能や使用する燃料の質の向上により条例の規制対象としている規模のボイラーによる環境への負荷が軽微であること、近年、ボイラーから排出されるばい煙の排出基準値を超過した事例もなく、本県の大気環境は継続して良好な状態であること、燃料の燃焼能力が大きいボイラーについては法の規制が継続されること等により、引き続き本県の生活環境の保全が図られる状況にあると考えられることから、条例によるボイラー規制をなくすこととしました。

これにより、条例について所要の改正を行うものです。

## 2 改正案の概要

ばい煙関係施設を定める規定について、次のとおり改正します。

青森県公害防止条例 別表第1（ばい煙関係施設の新旧対照案）

改正後		改正前		
(削る)		一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	日本産業規格B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満であること。
廃棄物焼却炉	同右	二	廃棄物焼却炉	火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が一時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。

## 3 今後の予定

公布：令和5年3月下旬

施行：公布の日から施行する